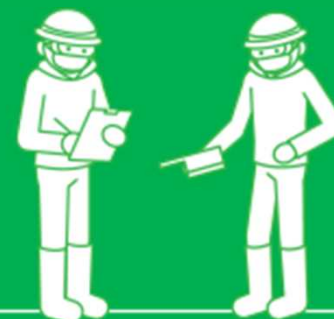


特定帰還居住区域等の除染・解体と 仮置場の原状回復の状況について

令和7年1月 環境省 福島地方環境事務所

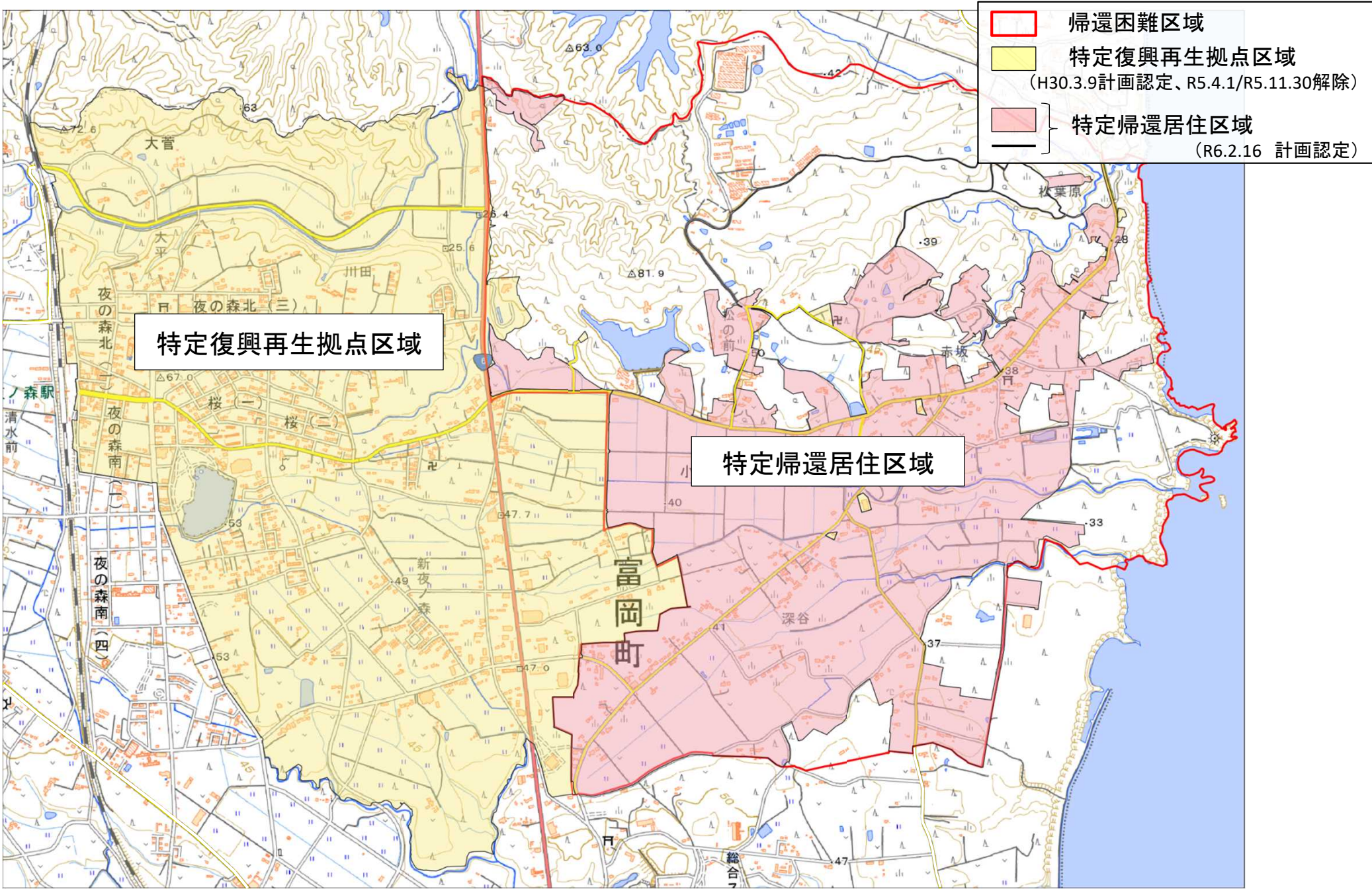




1. 除染・解体工事の状況

特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域等位置図

2



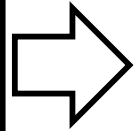
安全・迅速に除染・解体が進められるよう、特定帰還居住区域復興再生計画の認定（令和6年2月16日）後、必要な準備、施工を進めています。

- ・解体申請受付：計画認定後、窓口において受付けています。制度をご理解いただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。
- ・除染同意取得：
 - － 関係人を把握した上で、同意書案に記載する建物の配置や土地の状況等を調べる事前調査を実施中。
 - － 同意書案ができたところから、順次、地権者等に除染に同意いただけるようお願いをさせていただきます。
- ・工事発注：除染同意をいただいた箇所、解体申請後に解体に向けた調整が整った箇所等、着手可能な箇所から順次除染・解体作業を開始していきます。
- ・除染が完了した後も、比較的線量が高い箇所、懸念の声があがった箇所については引き続き現地調査を実施し、線量低減が可能であればフォローアップ除染で対応していきます。

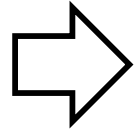
■被災家屋等の解体申請受付について（１）

4

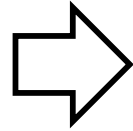
り災証明書の取得
(富岡町役場が発行)



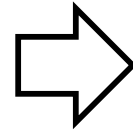
被災家屋等の解体申請



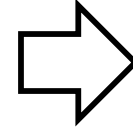
被災家屋等の解体申請の受付



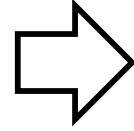
解体着手前の三者立会
(申請者・環境省・工事業者)



解体申請建物の調査



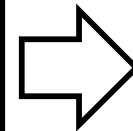
建物解体作業



解体完了の三者立会
(申請者・環境省・工事業者)

屋内片付け（貴重品など取り出し）

※不要な物品は建物内に残していただければ環境省で処分します。



解体申請の対象家屋

①対象範囲

- ・ 特定帰還居住区域内、及びその外縁にある家屋等

②対象家屋等

東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した住家、倉庫、物置、納屋、畜舎、農業ハウス、事務所、店舗等（中小企業基本法第2条に定める中小企業所有のものに限る。）

③自治体で交付する「り災証明書」において「半壊」以上の判定であること。

解体申請に必要な書類

解体申請書の様式は解体申請受付窓口にて用意してあります。

- ①身分証明書の写し 運転免許証、健康保険証、年金手帳等
- ②解体申請建物の名寄帳 ※富岡町役場にお問い合わせ下さい
- ③印鑑
- ④解体申請建物の写真
- ⑤解体申請建物の「り災証明書」の写し ※富岡町役場にお問い合わせ下さい

注意点

- ① 解体申請をされる場合は、原則、申請は対象となる家屋等の所有者が行うようお願いします。代理人による申請の場合は、家屋等の所有者とのご関係を確認させていただきます。
- ② 家屋の除染を実施した家屋等は解体申請の対象になりません。解体の意向がある場合は、除染の実施前に、除染の同意取得の担当者や除染工事の担当者に伝えてください。
- ③ 解体希望の建物の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- ④ 家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権等が設定されている場合には、解体申請を行うときに、他の権利者の同意取得が必要になります。

解体申請の受付窓口

【場所・連絡先】

富岡町役場本庁舎内 [☎0120-700-373](tel:0120-700-373)

富岡町役場いわき支所内 [☎0120-662-550](tel:0120-662-550)

富岡町役場郡山支所内 [☎0120-629-550](tel:0120-629-550)

【受付時間】

月曜日～金曜日（年末年始、土日祝日を除く）

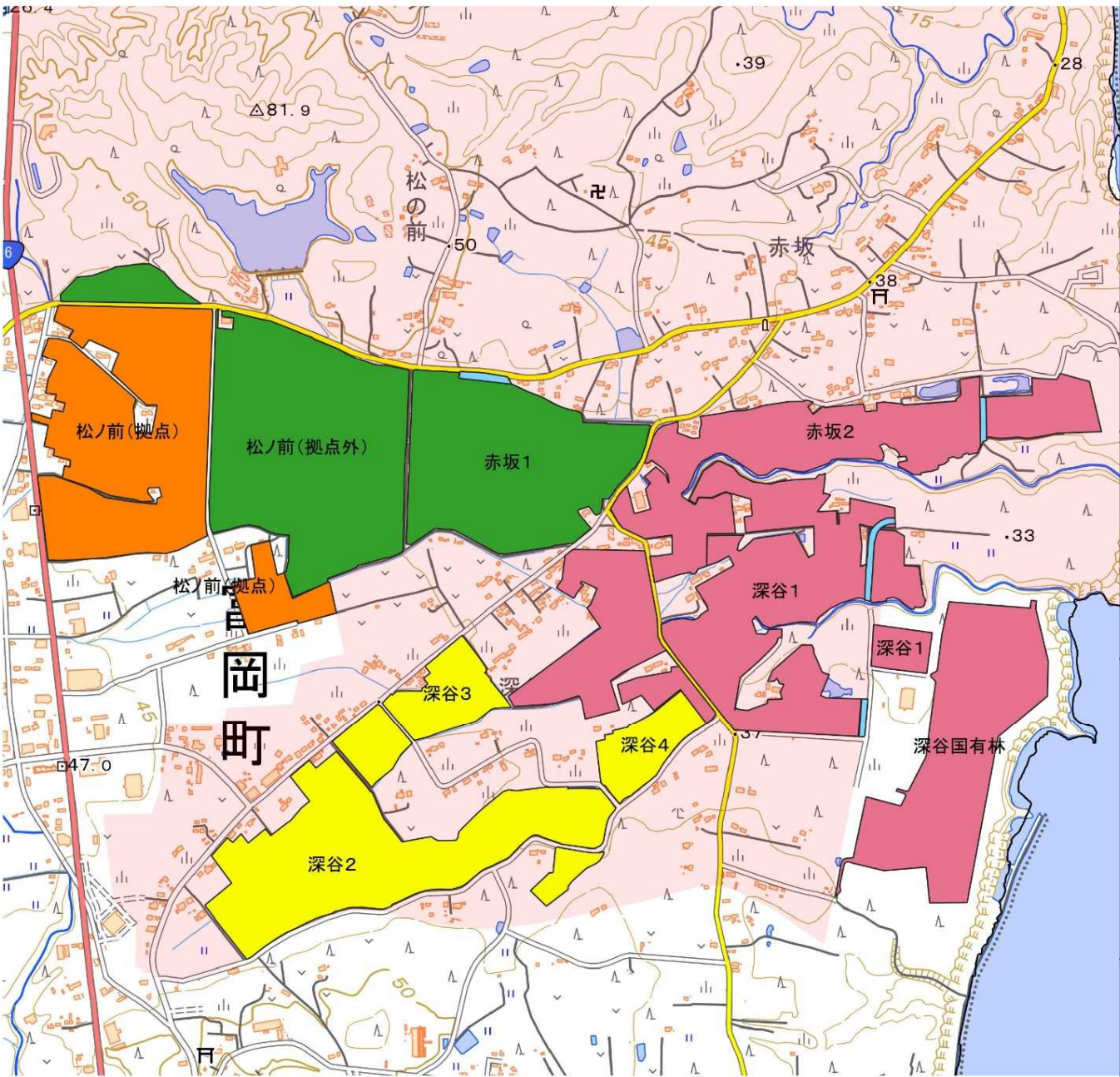
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分

- ◆被災建物の状況に応じてご案内させていただくため、受付窓口までお気軽にお問い合わせください。
- ◆申請受付から解体着工まで時間を要します。解体の意向がある方は、是非ともお早めにご相談ください。



仮置場の状況について

仮置場の現状及び今後の動き（令和6年11月末時点）



仮置場	現状及び今後の動き (令和6年11月末時点)
松ノ前 (拠点)	・原状回復工事を終了し返地済
深谷 2 深谷 3 深谷 4	・原状回復に向けて、令和7年度撤去・除染工事に着手予定。令和8年度からは状況を見ながら原状回復に順次着手していくことを想定。 (当該仮置場で客土として使用予定の遮蔽土は保管中)
松ノ前 (拠点外) 赤坂 1	・原状回復等で使用する遮蔽土等を確保するためふり分け工事を実施中 ・原状回復で使用しない遮蔽土等の搬出は継続的に進めつつ、活用方法をよく精査し、可能な限り早期の返地に向けて検討
赤坂2 深谷1	・解体廃棄物等を保管中 ※除去土壌等が深谷国有林に入りきらない場合は、赤坂 2 への保管を想定。 ・一部保管物を順次搬出中 ・運用状況を考慮しつつ可能な限り早期の返地に向けて検討（旧浜街道西側を想定）
深谷国有林	・除去土壌等及び解体廃棄物等を保管中